

令和5年度 奈良県私立小中学校等授業料減免事業補助金 制度概要

令和5年12月20日
奈良県文化・教育・くらし創造部教育振興課

本補助金は、対象校に在学する児童生徒の保護者等に対象校入学後に家計急変（解雇、倒産、大幅な収入減少）があり、在学する学校（学校法人）が授業料を減免した場合に、奈良県が学校（学校法人）に対して減免額の全部又は一部を補助する制度です。

具体的には以下の要件を満たす必要があります。

1. 事業計画書の提出期日

令和6年1月12日（金曜日）まで

2. 対象校

私立小学校、中学校、義務教育学校（前期課程・後期課程）、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小学部・中学部）

※奈良県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県内校に限る

3. 対象者

奈良県内に住所を有する、児童生徒の保護者等

4. 県から学校（学校法人）への補助額

学校法人が実施した授業料減免額

（1か月につき28,000円を超える場合にあっては1か月につき28,000円を限度とする）

※【初回申請】 家計急変があった初年度の申請の場合は、

<家計急変月から年度末までの月数> × 28,000円が上限

（ただし、家計急変日が月の末日の場合は、翌月から年度末までの月数）

※【継続申請】 家計急変があった翌年度以降の申請の場合は、

<最大12か月> × 28,000円が上限

※【継続申請】は、家計急変があった翌年度以降の授業料を減免する場合に補助するものです。初年度に補助申請を行わなかった場合に、遡って初年度分を支給するものではありません。

※【初回申請・継続申請 共通】 家計が改善（改善後の収入が年収400万円相当以上）した場合は、改善月の前月までの補助となります。

5-1. 対象となる要件（【初回申請】家計急変があった初年度の申請の場合）

以下の（１）～（３）のすべてを満たすこと

（各金額は、保護者等が二人いるときは、いずれもその全員の金額を合算した額）

（１）【初回申請】対象校入学後に以下のいずれかの家計急変事由があること

①解雇

※「家計急変後１年間の総所得金額が前年より２分の１または１００万円以上減少」または「家計急変後１年間の総所得金額が０円」となる見込みの者に限る。

②倒産

※「家計急変後１年間の総所得金額が前年より２分の１または１００万円以上減少」または「家計急変後１年間の総所得金額が０円」となる見込みの者に限る。

③上記以外的大幅な収入減少

※勤務又は自ら経営する会社等の経営状況の悪化、死亡、病気、離婚、被災等。

※「家計急変後１年間の総所得金額が前年より２分の１かつ１００万円以上減少」する見込みの者に限る。

（２）【初回申請】年収要件

４００万円未満相当（家計急変後の年収の合計）

※具体的な判定方法

家計急変後１年間の年収（見込額）に基づく道府県民税・市町村民税課税総所得金額（見込）が**１４０万円未満**（ひとり親控除の適用がある場合は**１４３万円未満**）であること

（３）【初回申請】資産要件

家計急変後、**継続して７００万円未満**（資産保有額の合計）

※対象となる資産の範囲は以下のとおりとし、土地・建物等の不動産は対象としません。また、住宅ローン等の負債と相殺することはできません。

【資産の範囲】

- ・現金及びこれに準ずるもの（投資信託、投資用資産として保有する金・銀等）
- ・預貯金（普通預金、定期預金等）、有価証券（株式、国債、社債、地方債等）
- ・満期や解約により現金化した保険

5-2. 対象となる要件（【継続申請】家計急変があった翌年度以降の申請）

以下の（１）～（３）のすべてを満たすこと

（各金額は、保護者等が二人いるときは、いずれもその全員の金額を合算した額）

（１）【継続申請】対象校入学後に上記5-1（１）のいずれかの家計急変事由があること

詳細は前ページをご覧ください。

（２）【継続申請】年収要件

家計急変後、継続して400万円未満相当

※具体的な判定方法は以下の①～③のいずれかによります。

① **令和5年1月～3月に家計急変があった世帯**

- ・家計急変の翌月から1年間の年収（見込額）に基づく道府県民税・市町村民税課税総所得金額（見込）が140万円未満（※）であること

② **令和4年1月～12月に家計急変があった世帯**

- ・家計急変の翌月から1年間の年収（見込額）に基づく道府県民税・市町村民税課税総所得金額（見込）が140万円未満（※）であること

かつ

- ・令和5年1月～12月の年収（見込額）に基づく道府県民税・市町村民税課税総所得金額（見込）が140万円未満（※）であること

③ **令和3年12月以前に家計急変があった世帯**

- ・家計急変後の収入が住民税に反映されている全ての年度について、道府県民税・市町村民税課税総所得金額が140万円未満（※）であること

（例）令和2年1月～12月に家計急変があった場合、

令和4年度（令和3年1月～12月分）と、令和5年度（令和4年1月～12月分）の道府県民税・市町村民税の課税総所得金額で判定。

※令和3年度（令和元年1月～12月分）の道府県民税・市町村民税には家計急変前の収入状況が含まれているため、判定に使用しません。

かつ

- ・令和5年1月～12月の年収（見込額）に基づく道府県民税・市町村民税課税総所得金額（見込）が140万円未満（※）であること

（※）①～③共通：ひとり親控除の適用がある場合は143万円未満

（３）【継続申請】資産要件

家計急変後、継続して700万円未満（資産保有額の合計）

※対象となる資産の範囲は上記5-1（３）と共通。

詳細は前ページをご覧ください。

6. 申請書類

(1) 学校法人が準備する書類

■ 1月の事業計画段階での提出書類

- ① 事業計画書（第3号様式）
- ② 学則及び減免規定（写し）

■ 3月の交付申請段階での提出書類（該当する場合のみ、別途依頼します）

- ③ 交付申請書（第2号様式）

(2) 保護者等が準備する書類（学校法人を通じて写しを提出）

■ 1月の事業計画段階での提出書類

<【初回申請】家計急変初年度の場合>

- ① 家計急変（解雇、倒産又は大幅な収入減少）事由の発生が確認できる書類（写し）※次ページ参照
- ② 補助申請年度の以下のいずれかの書類
 - ・市町村民税・県民税納税通知書（課税明細書含む）の写し
 - ・市町村民税・県民税特別徴収税額の通知書の写し
 - ・課税証明書（内容を省略していないもの）
- ③ 別紙「収入額一覧表」及び「計算表」
- ④ 上記③記載の金額等が確認できる根拠資料（写し）※次ページ下段参照
※解雇・倒産後に再就職等しておらず、家計急変後の所得がない保護者等は省略可

<【継続申請】家計急変翌年度以降の場合>

- ① 家計急変（解雇、倒産又は大幅な収入減少）事由の発生が確認できる書類（写し）※次ページ参照
※家計急変初年度分に奈良県の本補助金の適用を受けている場合は省略可
- ② 家計急変の前年度から補助申請年度までの各年度について、以下のいずれかの書類
 - ・市町村民税・県民税納税通知書（課税明細書含む）の写し
 - ・市町村民税・県民税特別徴収税額の通知書の写し
 - ・課税証明書（内容を省略していないもの）
- ③ 別紙「収入額一覧表」及び「計算表」
- ④ 上記③記載の金額等が確認できる根拠資料（写し）※次ページ下段参照

■ 3月の交付申請段階での提出書類（該当する場合のみ、別途学校法人あてに依頼します）

<【初回申請】【継続申請】共通>

- ⑤ 奈良県私立小中学校等授業料減免申請書（第1号様式）の写し
- ⑥ 誓約書の写し

6 (2) ①「家計急変（解雇、倒産又は大幅な収入減少）事由の発生が確認できる書類」について

○「解雇」の場合

雇用保険受給資格者証が必要です。

（離職理由「31」の場合は、離職理由が記載されたものを併せて提出してください。
経済的理由以外は対象外です。）

○「倒産」の場合

破産手続開始決定の写し等倒産を確認することのできる書類

（その他に、法人登記簿又は自らが経営していた会社の確定申告書等、事業を行っていたことを証明する書類も提出してください。）

○「大幅な収入減少」の場合

以下の書類を参考に、家計急変が発生した事実が確認できる資料を提出してください。

なお、必ず下記の書類でなければならないということではなく、その他の書類によることも可能です（状況により書類が異なりますので、個別にご相談ください）。

また、下記書類を提出していただいた場合でも、追加資料の提出を求める可能性があります。

<会社の経営状況悪化の場合>

・給与所得者：

（例）労働条件変更通知書、賃金変更通知書など、勤務先から受け取っている給与の減額に関する通知の写し

・自営業者

（例）以下のいずれか

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者等を支援対象として、国または地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書または交付決定通知書の写し（収入等の減少が要件となっており、収入等の減少に関する根拠資料を提出しているものに限る。また、原則として令和3年度に交付されたものに限る。）

・別紙「家計急変の発生に関する申立書」

<死亡、病気、離婚、被災の場合>

それぞれの事実が確認できる公的な証明書類や、医師の診断書等を提出してください。

6 (2) ④「上記③記載の金額等が確認できる根拠資料」について

<給与所得者> 源泉徴収票、給与明細、会社作成の給与証明（任意様式）等

<自営業者> 経費の内訳や売上等が確認できる書類（残高試算表、昨年の確定申告の収支内訳書、青色申告決算書、税理士または公認会計士の作成した書類、家計急変発生月の売上台帳と経費の内訳のわかる書類等）

7. 提出方法等

(1) 事業計画等の提出方法

上記「6. 申請書類」に記載の書類を各学校法人でとりまとめ、**郵送（押印必要）**※にて提出してください。
※奈良県内に学校のある学校法人は、郵送に代えて、事前登録済みのメールアドレスからメールにて提出することも可（この場合は押印省略可）。

また、以下の書類については、郵送に加えて、**電子データも併せて提出**してください。

- ・「6. 申請書類」(1) ① 「事業計画書」
- ・「6. 申請書類」(2) ③ 別紙「収入額一覧表」及び「計算表」（エクセルで作成の場合のみ）

(2) 事業計画等の提出先

<郵送先>

〒630-8501 奈良市登大路町 30
奈良県文化・教育・くらし創造部 教育振興課 私学係 あて

<メール先>

kyoikus@office.pref.nara.lg.jp

(3) 事業計画提出後のスケジュール

事業計画書の提出後、補助額が確定次第、3月頃に交付申請書等を提出していただく予定です。

(4) その他

- 奈良県ホームページに様式等を掲載していますのでご利用ください。
<http://www.pref.nara.jp/45136.htm>
- 該当者がいる場合は、**必ず事前に下記お問合せ先にご連絡ください。**

8. お問合せ先

奈良県文化・教育・くらし創造部 教育振興課 私学係
電話：0742-27-8347 FAX：0742-22-7215
メール：kyoikus@office.pref.nara.lg.jp

Q&A

Q1. 家計急変（解雇・倒産）があった後に再就職しましたが、対象になりますか。

A1. 再就職後も5-1, 5-2記載の「対象となる要件」（家計急変後の年収が400万円未満相当等）を満たす場合は、対象となります。

ただし、家計急変後の年収が400万円未満相当等であっても、再就職後の年収が400万円以上相当となるときは、再就職の前月までの期間に応じた補助となります。

（例1）令和5年5月 家計急変：年収見込（令和4年6月～翌年5月） 400万円未満
令和5年12月 再就職：年収見込（令和4年12月～翌年11月）400万円未満

⇒家計急変後も再就職後も年収400万円未満相当であるため、
家計急変月（令和5年5月）から年度末（令和6年3月（年度末））まで補助
（補助期間：11か月）

（例2）令和5年5月 家計急変：年収見込（令和5年6月～翌年5月） 400万円未満
令和5年12月 再就職：年収見込（令和5年12月～翌年11月）400万円以上

⇒家計急変後は年収400万円未満であるが、再就職後は年収400万円未満ではないため、
家計急変月（令和5年5月）から再就職の前月（令和5年11月）まで補助
（補助期間：7か月）

（例3）令和5年5月 家計急変：年収見込（令和5年6月～翌年5月） 400万円以上
令和5年12月 再就職：年収見込（令和5年12月～翌年11月）400万円以上

⇒家計急変後の年収400万円未満ではなく、「対象となる要件」を満たさないため、
対象外（補助期間：0か月）

Q2. 保有資産はどのように確認しますか。

A2. 基準に該当しているかどうかをご自身でご確認いただき、基準に該当していることを申請時に誓約していただくことにより、確認します。

Q3. 離婚協議中ですが、家計急変事由の「大幅な収入減少」に該当しますか。

A3. 離婚協議中であることのみをもっては、家計急変事由の「大幅な収入減少」には該当しません。

Q4. 家計急変があった年度には本補助金を申請していませんでしたが、翌年度以降に補助を受けることはできますか。

A4. 家計急変があった翌年度以降に申請を行う【継続申請】は、家計急変があった翌年度以降の授業料を減免する場合に補助するものです。この【継続申請】を行うにあたっては、初年度に補助を受けたことを要件とはしていませんので、5-2記載の「対象となる要件」を満たす場合は、初年度に本補助金を申請していない場合でも【継続申請】としての補助を受けることが可能です。

ただし、初年度に補助申請を行わなかった場合に、遡って初年度分を支給するものではありません。

Q5. 小学校在学時に本補助金の補助を受けていましたが、中学校進学後も同様に【継続申請】による補助を受けることができますか。

A5. 本補助金は在学する学校卒業時まで（※）の支援となりますので、小学校在学時に家計急変があった場合は、最長でも小学校卒業までの補助となります。したがって、小学校在学時に本補助金の補助を受けていたとしても、小学校在学時の家計急変事由をもって、中学校進学後も【継続申請】による補助を受けるということはできません。

なお、中学校進学後に新たに家計急変があり、本補助金の要件を満たす場合には、当該事由をもって、本補助金の補助を受けることができます。

（※）義務教育学校や特別支援学校については、在学する課程が修了するまで